

平成20年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年6月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年6月3日(火)午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第32号 | 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について |
| 日程第 4 | 議案第33号 | 尾鷲市監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第34号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第35号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第36号 | 尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第37号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第38号 | 尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第39号 | あらたに生じた土地の確認について |
| 日程第11 | 議案第40号 | 字の区域の変更について |
| 日程第12 | 議案第41号 | 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第42号 | 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第43号 | 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
(提案説明、審議留保) |
| 日程第15 | 議案第44号 | 尾鷲市教育委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決) |
| 日程第16 | 報告第 1号 | 専決処分事項の承認について(平成19年度尾鷲市一般会計補正予算第5号) |

- 日程第 17 報告第 2 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）
- 日程第 18 報告第 3 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）
- 日程第 19 報告第 4 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 20 報告第 5 号 専決処分事項の承認について（尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正）
（報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 21 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 19 年度尾鷲市一般会計補正予算第 4 号）
- 日程第 22 報告第 7 号 財団法人尾鷲市開発公社の平成 19 年度決算及び平成 20 年度事業計画等について
- 日程第 23 報告第 8 号 財団法人尾鷲文化振興会の平成 19 年度決算及び平成 20 年度事業計画等について
（報告、質疑）
- 日程第 24 選挙第 1 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

出席議員（15名）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 神 保 美 也 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 三 鬼 孝 之 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 真 井 紀 夫 議員 | 7 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 8 番 高 村 泰 徳 議員 | 9 番 與 谷 公 孝 議員 |
| 10 番 端 無 徹 也 議員 | 11 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 12 番 北 村 道 生 議員 | 13 番 村 田 幸 隆 議員 |
| 14 番 濱 口 文 生 議員 | 15 番 中 垣 克 朗 議員 |
| 16 番 南 靖 久 議員 | |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市	長	奥	田	尚	佳	君
会計管理者兼出納室長		湯	浅	英	男	君
市長公室長		栗	藤	和	治	君
総務課長		仲			明	君
防災危機管理室長		川	口	明	則	君
税務課長		世	古	正	太	郎
福祉保健課長		宮	本	忠	明	君
環境課長		楠		文	治	君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監		児	玉	佳	高	君
市民サービス課長		山	下	恭	徳	君
建設課長		北	村	都	志	雄
新産業創造課長		奥	村	英	仁	君
水産農林課長		佐	々	木		進
水道部長		岩	出	育	雄	君
尾鷲総合病院総務課長		大	川	一	文	君
尾鷲総合病院医事課長		世	古	讓	治	君
教育委員長		北	澤	雅	臣	君
(教育長職務代理者)教育委員会教育総務課長		吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長		三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育担当調整監		玉	津	勲	哉	君
監査委員		濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長		濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事務局長	山	本	和	夫
議事・調査係長	内	山	雅	善
議事・調査係主査	竹	平	専	作

〔開会 午前10時02分〕

議長（與谷公孝議員） これより平成20年第2回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがございます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には大変お忙しい中、平成20年第2回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。今回は、私が市長に就任して初めての定例会でございます。

提出議案につきましては、何とぞ十分にご審議していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

なお、私の初めての所信表明につきましては、後ほど議案の提案説明の際にさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告でございますが、お手元に配付の報告書は朗読を省略させていただきますと思います。

次に、去る4月24日、岐阜市において開催されました東海市議会議長会定期総会、並びに5月28日、東京都において開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議員勤続25年以上の特別表彰を南靖久議員が、議員勤続20年以上の特別表彰を真井紀夫議員が受賞されましたので、ここに謹んでご報告を申し上げます。

それでは、ただいまより表彰状の伝達を行います。

それでは、最初に南靖久議員のご登壇をお願いいたします。

〔16番（南靖久議員）登壇〕

議長（與谷公孝議員） 表彰状、尾鷲市、南靖久様。

あなたは市議会議員の要職にあること25年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。

平成20年4月24日

東海市議会議長会会長 岐阜市議会議長 浅井武司

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（與谷公孝議員） 表彰状、尾鷲市、南靖久殿。

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。

平成20年5月28日

全国市議会議長会会長 藤田博之

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

事務局長（山本和夫君） 続きまして、真井紀夫議員のご登壇をお願いいたします。

〔5番（真井紀夫議員）登壇〕

議長（與谷公孝議員） 表彰状、尾鷲市、真井紀夫様。

あなたは市議会議員の要職にあること20年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。

平成20年4月24日

東海市議会議長会会長 岐阜市議会議長 浅井武司

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（與谷公孝議員） 表彰状、尾鷲市、真井紀夫殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。

平成20年5月28日

全国市議会議長会会長 藤田博之

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（與谷公孝議員） このたびの議員勤続25年、20年の特別表彰を受賞されました南靖久議員、真井紀夫議員におかれましては、まことにおめでとうございま

す。心よりお喜び申し上げます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番、高村泰徳議員、10番、端無徹也議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から6月23日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月23日までの21日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」から、日程第14、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(奥田尚佳君)登壇〕

市長(奥田尚佳君) 私は、このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様の方強いご支援とご理解をいただき、市政を担当させていただくことになりました。この場をおかりして、市民の皆様に改めて御礼申し上げます。

さて、本日、この議場におきまして、市議会議員の皆様、市民の皆様に、私の市政運営に当たり、その所信の一端を申し上げますことができますことは、まことに光栄であり、大きな喜びであるとともに、改めてその責任の重さを痛感いたしております。

ちょうど4年前、議員にさせていただいたときと同じ気持ちで、この尾鷲市を愛する気持ちはだれにも負けないとの自負を胸に、初心を忘れることなく、市民の皆様と一緒に汗をかき、時には一緒に悩み、苦しみ、今後4年間、気を

引き締めて市政運営をやっていきたいと考えておりますので、何とぞご理解とご支援をお願い申し上げます。

また、私は、今後4年間の市政運営に当たり、住みやすいまちづくり・魅力あるまちづくりを基本理念とし、市民目線での政治を目指し、中学生にもわかる開かれた市政を常に意識し、財政改革などにおいても主婦感覚を持って実施していきたいと考えております。

今の尾鷲市は、多くのことで行き詰まっており、問題も山積しております。将来のある子供たちのためにも、この状況を変え、明るい未来が見えるまちにするのが私たち大人の責務であります。それを実現するためには、今までのようなやり方ではない新しいまちづくりに取り組む必要があります。

このたびの市長選挙の際、私は16の公約を掲げさせていただきました。ちなみに私が掲げた公約は、1、市長用の黒塗り公用車をなくします、2、市長以下三役の退職金（1期4年で3,070万円）を廃止します、3、これらで浮いた財源を高齢者に優しい道路整備等の公共事業や乳幼児医療費などの個人負担を軽くするために使います、4、尾鷲を支えている女性が健康で明るく生活していくために、乳がん・子宮がん検診を無料にします、5、会計のプロとして財政再建に尽力します、6、株式上場準備会社の支援（8社が株式上場を果たしました）など、これまでの企業経営支援の実績を生かし、起業家支援などを積極的に行います、7、市民の皆様の意見を取り入れたまちづくりを進めるために、若者向けの「まちづくり工房」と高齢者向けの「ご意見番工房」を設置いたします（工房とは、単に意見を聞くだけでなく、実際にまちづくりに生かす部署をいいます）、8、高齢化に対応するためにも、出張所・公民館を充実します、9、住民の安心・安全を拡大するため、学校などの耐震強化を推進します、10、学校の統廃合については、慎重に再検討します、11、三木里、八十川土砂問題については、三木里地区の皆様が仲よくできるような解決策を早急に打ち出します、12、使いにくい今の施設を、だれもが歩きやすい道や使いやすい施設につくり変えます、13、福祉関連産業の振興及び新たな産業と一次産業などの既存産業との連携を図ります、14、中川の悪臭をなくします、15、夢古道の運営を向上させるために努力します、16、新しく柔軟な発想としがらみのない市政を推進します、であります。

この中で、中川の悪臭につきましては、5月2日に事業者から施設の廃止届出書が提出されたため、中川での悪臭の発生はなくなると思っておりますが、今後、場内

に残されている泥状物やダム湖堆積物が適切に処理されることを確認する必要があると考えております。

また、市長用の黒塗り公用車につきましては、本定例会の中で説明させていただいた上、速やかに公売等を行いたいと考えております。

さらに、三役の退職金の廃止につきましては、本定例会にまず市長の退職金を廃止する議案を上程しております。財政状況の厳しい中、これらの削減した財源を福祉、建設等の事業に充当してまいりたいと考えております。

次に、学校などの耐震強化につきましては、35億円の費用を要する9年間の整備計画が昨年9月に示されましたが、早急な耐震化を進める観点から、財政面も含め、この計画の大幅な見直しを行うよう検討を進めております。本年4月には、文部科学省から3年、遅くとも5年以内に耐震化するよう伝達があり、また、先日の中国四川大地震の教訓から、耐震補強工事への国庫補助率を引き上げるなど、地震防災対策特別措置法の改正が論議されており、これらの国の動向に注視しながら、可能な限り耐震補強を早く進め、児童・生徒の安全を確保してまいります。

次に、乳幼児医療・一人親医療・心身医療の福祉医療費につきましては、本年9月診療分から、乳幼児医療費助成対象者を入院・通院とも小学校入学前までに拡大するほか、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方々の通院費用を助成する予定であります。

また、本年3月第1回定例会で採択された「透析患者への通院費用の特別支援を求める陳情」について検討を重ねた結果、福祉を充実させる観点から、7月より通院距離が5キロメートル以上の方を対象に、1人月額2,000円を支給すべく予算計上しております。

次に、出張所・公民館の充実につきましては、本年4月より出張所のない早田、三木浦、古江、賀田、梶賀の地区公民館で、住民票等の諸証明発行サービスの試験運用を開始しており、住民の方々にはご好評をいただいております。今後も本格運用に向けて、この試験運用を継続し、サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

特に、最重要課題である財政再建につきましては、起債償還が増加する平成21年度以降をにらみ、予算編成において全体のバランスを考えながら長期的な視点に立って取り組んでまいります。また、政策の優先順位の再検討を行い、先ほど申し上げたように主婦感覚を持って財政運営を進め、財政再建団体には絶

対にならないよう細心の注意を払う所存であります。

今後、これら以外の公約につきましても、一つ一つを地道に実現させるとともに、山積する多くの課題に対しても積極的に取り組み、市民の皆様と力を合わせて「尾鷲市に住んでいてよかった」と思えるまちの実現を目指してまいります。

続きまして、今回提案しております議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」から、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」までの12議案についてご説明いたします。

まず、議案32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）案」について説明いたします。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第1号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回、補正をお願いするのは一般会計のみでございます。

予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3,601万3,000円を追加し、これにより各会計を含めた予算総額を179億4,949万2,000円とするものであります。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましては、11款分担金及び負担金801万7,000円の増額です。これは、養護老人ホームの入所者負担金794万5,000円、生活管理指導短期宿泊事業利用者負担金7万2,000円を合わせて増額するものです。

13款国庫支出金120万7,000円の増額です。これは、既存の住民基本台帳電算処理システムを裁判員制度に適応させるため、システム改修交付金として交付されるものであります。

14款県支出金は、須賀利地区避難路側溝蓋設置工事、自動体外式除細動器（AED）購入などに伴う緊急地震対策促進事業補助金499万9,000円、福祉医療費の制度改正に伴う208万3,000円、委託事業である学力アドバンス事業委託金30万円の増額や、水力発電施設周辺交付金353万7,000円の減額などにより387万円の増額であります。

17款繰入金は、自動体外式除細動器（AED）購入に充当するため地域福祉基金から220万円を、今回の補正予算財源として1,875万5,000円を財政調整基金から繰り入れるものです。

19款諸収入184万4,000円の増額は、戸別受信機個人負担分などによるものです。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりです。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、議会費ですが、議員報酬手当575万6,000円と議会運営経費26万円の減額でございますが、これは議員1名の減によるものであります。

次に、総務費ですが、一般管理経費の情報化推進事業では、裁判員制度、モジュール適応業務委託料120万8,000円の計上と住民基本台帳ネットワーク機器借上料の49万7,000円の減額でございます。これは、契約額の確定によるもので、後ほどご説明いたしますが、債務負担行為の変更もお願いするものであります。

企画費では、本市の公共交通機関のあり方を協議するため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会を設立し、その負担金として30万円などを計上、防災費は、希望者配布戸別受信機購入費400万円、須賀利地区避難路側溝蓋設置工事費330万円、自動体外式除細動器(AED)購入費420万円などを計上しております。

民生費は、身体障がい者福祉費では、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の通院費を9月診療分から助成対象として拡充することによる、心障医療費助成金12万円の増額、新規事業として、人工透析患者通院費補助金21万6,000円を計上。乳幼児医療費では、助成対象者を入院・通院とも小学校入学前までに拡大することから、乳幼児医療費助成金404万8,000円を、児童福祉費総務費では、放課後児童クラブ運営費委託料として150万円の増額です。

続きまして、5ページをごらんください。

衛生費では、斎場管理費に炉の修繕料315万2,000円を計上しております。

農林水産業費は、水産振興費でガラモ植生調査委託料20万円などを計上しています。

土木費は、道路維持費で市内各所道路舗装修繕工事費として500万円の計上

です。

道路新設改良費は、市内各所道路改良工事費 1,800 万円の増額です。

公園費は、泉第三児童公園石積擁壁補強工事 100 万円の計上です。

教育費は、事務局費で A L T 事業が 8 月から 1 名体制になることから 233 万 3,000 円の減額、教育振興費は、教育研究推進事業 30 万円を計上、社会教育総務費は、水力発電施設周辺地域交付金が認められなかったため、陶芸教室移転工事費 353 万 8,000 円の減額です。

続きまして、債務負担行為であります。

債務負担行為の変更につきましては、契約額の確定によるもので、住民基本台帳ネットワーク機器借上料が限度額 1,569 万 2,000 円を 1,121 万 9,000 円に変更するものです。

以上をもちまして、「平成 20 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）案」の説明とさせていただきます。

次に、条例案等についてご説明いたします。

議案第 33 号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されたことに伴い、実質赤字比率などの健全化判断比率を監査委員の審査に付すための改正であります。

次に、議案第 34 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」及び議案第 35 号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」の 2 議案につきましては、一括してご説明いたします。

本議案につきましては、本市の財政状況は依然として厳しい状況が続いていることから、引き続き平成 20 年 7 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの約 4 年間、市長、副市長及び教育長の給料月額 5%削減、期末手当の 10%減額を実施するものであり、また、私の任期満了等に伴う退職手当を廃止するための一部改正であります。

次に、議案第 36 号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市水道部矢ノ浜浄水場更新事業の完了に伴い、尾鷲市水道部事務所位置が変更したことによる一部改正であります。

次に、議案第 37 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成 20 年 3 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行

されたことに伴い、災害補償の対象者の範囲を救急業務協力者等へも拡大しようとするものであり、また、配偶者以外の扶養家族に係る加算額について、200円から210円に引き上げようとする改正であります。

次に、議案第38号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」につきましては、消防組織法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の規定に準じ、退職報償金の算定基準となる勤務年数について、5年未満は支給しないこと、また、任用に当たって、従事すべき消防事務の範囲、事務の量等その他の事情に照らして、支給対象から除くための一部改正であります。

次に、議案第39号「あらたに生じた土地の確認について」及び議案第40号「字の区域の変更について」の2議案につきましては、一括してご説明いたします。

本議案につきましては、公有水面埋立地の竣工認可に伴い、尾鷲市九鬼町に新たに土地が生じたため、土地の確認と字の区域の変更につきまして、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号「東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について」につきましては、東紀州農業共済事務組合の事務所の位置の変更に伴い、規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍謄抄本の交付請求時に本人確認書類の提示を義務づけるための一部改正であります。

次に、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、県の福祉医療費助成制度の見直しに伴い、助成対象者の拡大、入院時食事療養費の助成を廃止するための一部改正であります。

以上をもちまして、「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)」の議決を始めとする12議案の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(與谷公孝議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第15、議案第44号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいただきます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(與谷公孝議員) ただいま議題の本議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(奥田尚佳君)登壇]

市長(奥田尚佳君) 議案第44号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、前尾鷲市教育委員会委員、大川吉久氏が、平成20年4月16日をもって辞職いたしましたので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、新たに田中稔昭氏を尾鷲市教育委員会委員として選任いたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

田中稔昭氏は、実直、誠実な方で、地域の信望も厚く、人格、識見ともにすぐれた方であり、教育委員としてふさわしい方であると考え、選任しようとするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(與谷公孝議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

13番、村田議員。

13番(村田幸隆議員) 今回の議案44号なんですけれども、委員会の選任について、今、説明をいただきましたけれども、私は、この件に関しまして、今、教育委員は2名欠員のはずじゃないかなと思うんですね。今回1名だけでございますけれども、なぜ1名なのか、2名選出ということにならないのか、その辺事情をお伺いいたしたいと思います。

議長(與谷公孝議員) 市長。

市長(奥田尚佳君) 村田議員の質問にお答えしたいと思いますけども、村田議員が言われるとおり、4月16日付をもちまして、この大川吉久氏と、それからもう一人、若林雅子さんの2名の教育委員が辞職されたということにして、そういう意味で、私は就任以降、できたらこの6月定例議会に間に合う形で、私として

は5月にでも臨時議会を開いて2名の選任、副市長を含めてやりたいなという気持ちは持っていたんですけど、なかなか人選が難しく、今回とりあえず教育長の方だけでもということで、こういう形で田中稔昭氏を候補として挙げさせていただいたと。ですから、もう1名の教育委員につきましては、候補者が見つかり次第、議会の皆様の方にお示ししたいというふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 村田議員。

13番（村田幸隆議員） 事情はよくわかりましたけれども、本来、教育委員というのは5名をもって教育委員会となすとされておるんですね。それが2名欠員で、今回1名挙げてきたということで、依然として1名欠員となっておるわけですから、市長のご努力はよくわかりますし、事情もよくわかりますけれども、できるだけ欠員のないように、一刻も早く見つけていただくということを強く求めておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 議員が言われるように、今、教育委員会とも一緒になって人選を進めておりますので、候補者が見つかり次第、1日も早く議会の皆様の方にご承認いただきますようお願いしたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」は、人事案件でもあり、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、本件の委員会への付託は省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(與谷公孝議員) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

なお、後日、教育委員会を開催する予定と伺っております。その際、教育長の互選の結果につきましては、本定例会2日目の冒頭にご報告し、ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第16、報告第1号「専決処分事項の承認について(平成19年度尾鷲市一般会計補正予算第5号)」から、日程第20、報告第5号「専決処分事項の承認について(尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正)」までの計5件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました5件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(奥田尚佳君)登壇]

市長(奥田尚佳君) それでは、報告案件についてご説明いたします。報告第1号から報告5号の「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

報告第1号「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算第5号」の内容としましては、さきの第1回定例会終了後、歳入については国、県からの交付金及び交付税等の交付額の確定、尾鷲物産株式会社様からの公共交通振興給付金や市債の決定があり、一方、歳出については、普通退職者が生じたことによる退職手当及び財政調整基金等への積立金、地域振興ゾーン整備事業の事業費確定に伴い、歳入歳出にそれぞれ7,976万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億1,450万7,000円にする歳入歳出予算の補正と認可額の決定に伴う地方債の補正であります。

報告第2号「尾鷲市市税条例の一部改正」につきましては、地方税法等の法律が一部改正されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、個人市民税では、寄附金税制・証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の導入であります。固定資産税では、新築住宅に対する減額特例の延長、省エネ改修工事に伴う減額措置の創設がなされたことであります。

報告第3号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正」につきましても、地方税法等

の法律が一部改正されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、地方税法を引用する条項が改正されたことに伴う条文の整理であります。

報告第4号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、地方税法が改正されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入する世帯の場合、世帯構成や収入が変わらなければ、保険料の軽減は今までどおり受けられます。また、被保険者が1名となる場合には、被保険者及び後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世代別平等割額を半額にするものであります。これらは5年間の経過措置であります。

報告第5号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正」につきましては、診療報酬を算定する厚生労働省告示が改正されたことに伴う一部改正であります。

以上をもちまして、報告第1号から第5号の説明とさせていただきます。

議長（與谷公孝議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、報告第1号「専決処分事項の承認について（平成19年度尾鷲市一般会計補正予算第5号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、本報告は承認されました。

次に、日程第17、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、本報告は承認されました。

次に、日程第18、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、本報告は承認されました。

次に、日程第19、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、本報告は承認されました。

次に、日程第20、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、本報告は承認されました。

次に、日程第21、報告第6号「繰越明許費繰越計算書について（平成19年度尾鷲市一般会計補正予算第4号）」から、日程第23、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について」までの報告計3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告3件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、報告第6号「繰越明許費繰越計算書について」につきましては、「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）」の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告させていただくものであります。

内容につきましては、地域介護・地域空間整備補助金4,000万円を財源内訳に記載のとおり財源をもって平成20年度へ繰り越しとするものです。

次に、報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について」、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について」につきましては、総務課長と生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

〔総務課長（仲明君）登壇〕

総務課長（仲明君） 財団法人尾鷲市開発公社の決算及び事業計画等につきましては、副市長がご報告するところではありますが、本年度、副市長が未就任でありますので、事務局長の私からご報告させていただきます。

それでは、議案書の68ページをごらんください。

報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について」ご報告をいたします。

この報告は、地方自治法243条の3第2項の規定に基づくものであります。

最初に、平成19年度事業報告及び決算についてご説明をいたします。

1ページをごらんください。

事業報告でございますが、1の用地取得事業、2の用地売却事業はございません。3、その他の用地管理については、記載のとおりでございます。（2）庶務事項につきましては、経理事務が主なものとなっておりますが、借入金の返済期日到来により、長期借入金の借りがえを行いました。

次に、決算についてご報告をいたします。

2ページをごらんください。

正味財産増減計算書でございます。経常増減の部でございますが、経常収益は、基本財産運用益としまして、基本財産受取利息2万2,781円、基本財産受取配当金1,100円、受取補助金等は尾鷲市から246万1,769円受けております。これは尾鷲市駅前広場用地等先行取得している借入金の利息等でございます。

使用料収入は12万1,800円、瀬木山用地の尾鷲漁業協同組合の網洗い場の土地貸付収入12万円と中央町用地の中部電力電柱の土地貸付収入1,800円でございます。雑収益は普通預金利息の3万1,244円でございます。したがって、経常収益合計は263万8,694円となっております。

次に、経常費用でございます。管理費としまして主なものは、長期借入金の支払利息236万769円であります。建物減価償却費の34万2,000円は、

本庁舎裏の前開発公社事務所建物の減価償却でございます。

経常費用合計は297万6,934円となります。当期経常増減額はマイナスの33万8,240円となっております。

次に、経常外増減の部でございますが、経常外収益、費用ともございませんでした。

したがって、当期一般正味財産増減額はマイナス33万8,240円となります。一般正味財産期首残高が412万1,299円でありましたので、一般正味財産期末残高は378万3,059円となっております。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部につきましては、流動資産の普通預金が371万459円でございます。前年度からの定期預金1,000万円は、長期借入金の借りかえ時に返済金の一部に充てております。

固定資産では、基本財産の建物1,066万480円、減価償却引当資産は、1年分の償却費を上乗せして833万9,520円、投資有価証券は4万5,000円、定期預金が44万円となっております。その他、固定資産の土地が3億7,058万7,600円となり、資産合計は3億9,378万3,059円となります。

次に、負債の部でございます。

負債合計は、長期借入金の3億9,000万円となります。

正味財産は、資産合計と負債合計との差額の378万3,059円となっております。負債及び正味財産合計は、資産合計と一致いたしております。なお、括弧書きのうち、基本金1,948万5,000円は、基本財産合計と一致いたします。

次に、4ページの財務諸表に対する注記でございますが、記載のとおりとなっております。

次に、5ページの財産目録をごらんください。

先ほど説明いたしました貸借対照表を細分化したものでございます。

流動資産の普通預金で、百五銀行から東海労働金庫までで、合計371万459円でございます。そのうち第三銀行に残高が多くなっておりますが、現在、市の指定金融機関になっており、事務上、処理がしやすいということで、主に取引を行っているからであります。

事業資産の土地につきましては、貸借対照表の額と同額でございます。

次に、固定資産の基本財産ですが、建物で1,066万480円、減価償却引当預金が百五銀行に833万9,520円、投資有価証券が紀北信用金庫に1万円、伊勢農業協同組合に3万5,000円、定期預金が百五銀行に44万円となっております。資産合計が3億9,378万3,059円となっております。

負債の部でございますが、固定負債としまして、紀北信用金庫に3億9,000万円の長期借入金があり、負債合計が3億9,000万円となります。したがって、正味財産が378万3,059円となり、貸借対照表のそれぞれの数値と合致しております。

次に、6ページをごらんください。

当社が所有する期首の土地3カ所の用地につきましては、当期の増加、減少がなかったため、期首と同額でございます。したがって、地積は5,686.67平方メートル、価格で3億7,058万7,600円となっております。

次ページは、監査報告書となっております。

引き続きまして、平成20年度事業計画及び予算についてご説明をさせていただきます。

1ページの事業計画書をごらんください。

用地取得計画及び用地売却計画はございませんが、引き続き用地の有効利活用の検討を行ってまいります。通常の業務は、用地の管理と庶務事項等でございます。

次に、2ページの予定正味財産増減計算書をごらんください。

当年度予算額のみをご説明いたします。

一般正味財産増減の部につきましては、経常増減の部としまして、経常収益は尾鷲市からの補助金収入378万3,000円、土地使用料収入12万1,800円が主なものとなっております。

経常費用は、役員報酬から雑費までの管理費が441万7,000円、その内訳は、理事会の役員報酬が4万円、建物減価償却費34万2,000円、法人県民税等が2万円、公益法人協会費等が13万2,000円、長期借入金の利息が378万3,000円、雑費10万円でございます。

経常外増減の部はゼロ円となっております。

したがって、当期一般正味財産増減額がマイナス48万7,200円となり、一般正味財産期首残高は378万3,059円でありましたので、差し引き

ますと、正味財産期末残高は3 2 9万5 ,8 5 9円となります。

次に、3 ページの予定貸借対照表をごらんください。

資産の部でございます。

流動資産の現金預金としまして、普通預金が3 2 2万3 ,2 5 9円となり、流動資産は合計3 2 2万3 ,2 5 9円となります。固定資産としましては、基本財産の建物1 ,0 3 1万8 ,4 8 0円、減価償却引当資産は、1 年分の償却費を上乗せして8 6 8万1 ,5 2 0円、投資有価証券は4 万5 ,0 0 0円、定期預金が4 4 万円となっております。

その他固定資産が、土地3 億7 ,0 5 8万7 ,6 0 0円となり、資産合計は3 億9 ,3 2 9万5 ,8 5 9円となります。

次に、負債の部でございます。

負債合計は、長期借入金の3 億9 ,0 0 0万円となります。

正味財産は、資産合計と負債合計との差額の3 2 9万5 ,8 5 9円となっております。負債及び正味財産合計は、資産合計と一致いたしております。

次に、4 ページの財務諸表に対する注記でございますが、記載のとおりとなっております。

次に、5 ページの事業用土地の内訳書でございますが、ごらんのとおり中央町用地ほか2 カ所の用地は、平成2 0 年度中の売却は予定がございません。

以上で説明を終わります。

議長（與谷公孝議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（三木正尚君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（三木正尚君） 続きまして、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について」ご説明させていただきます。

まず、お手元の報告書の1 ページをごらんください。

財団法人尾鷲文化振興会の概要でございます。設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、ごらんのとおりでございます。

次に、2 ページをごらんください。

事業報告でございます。

理事会は3 回開催をしております。急を要する案件もございましたので、書面表決を2 回実施しております。

次に、3 ページをごらんください。

自主事業の実施に当たりましては、運営委員会で検討を行っており、19年度は5回開催をしております。

次に、4ページをごらんください。

当振興会が主催した事業でございます。洋楽コンサート4回、邦楽コンサートは2回、映画が7回、計13回実施をしております。

次に、5ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況でございます。

まず、施設別利用状況でございますが、下段の表にありますように、来館者数は合計2万9,591人、昨年度との比較では1,002人の減となっております。

6ページは催物別利用状況で、ごらんのとおりでございます。

次に、7ページの収支決算書をごらんください。

まず、収入の部ですが、基本財産運用収入が8万9,751円、これは定期預金利息でございます。管理受託収入が5,203万8,000円、自主事業による入場料等収入が371万4,800円、刊行物等販売収入が29万2,238円あります。貸館料収入が688万1,660円で、合計1,088万8,698円となっております。前期繰越金は519万5,029円となり、説明欄にありますように、管理費繰越金293万416円は補正予算に計上し、修繕費等に充当しております。また、事業費繰越金226万4,613円は、記念事業費として積み立てております。以上、収入合計は6,821万6,488円であります。

なお、未収金の38万3,414円につきましての詳細は、11ページで報告をいたします。

次に、8ページの支出の部の事業費をごらんください。

このうち主なものとして、臨時雇用賃金が8万4,574円で、消耗品費は47万9,726円でございます。

次に、印刷製本費88万8,075円と賃借料223万7,242円は、流用額の欄にありますように、それぞれ増額となっておりますが、これは事業を多く組んだことにより、ポスター、プログラム、チケット等の印刷が増加したことによるものです。

次に、委託費の500万3,335円は、自主事業の委託料で58万4,851円の差額となっております。

食糧費の8万3,497円は、舞台ボランティアの食事代で、宣伝広告費65万1,250円は新聞広告掲載料等でございます。

以上、事業費合計が1,043万2,989円となっております。

なお、未払金の詳細につきましては、11ページで報告をいたします。

次に、9ページの管理費をごらんください。

主なものは、職員1名の給料手当が694万6,684円で、臨時職員5名の臨時雇用賃金845万7,402円は、156万2,598円の差額となっておりますが、これは前館長が昨年8月に退職したことが主な要因となっております。

修繕料196万6,100円につきましては、収入の部の繰越金で申しあげましたように、会館の修繕料として支出をしております。

光熱水費は976万1,629円で、会館設備保守点検の委託費が1,503万6,796円となっており、決算額合計が4,960万3,862円で、492万130円の差額が生じております。

なお、未払金の詳細につきましては、11ページで報告いたします。

次に、10ページをごらんください。

特定預金支出でございます。退職手当積立預金支出の53万2,394円は、職員1名分の退職金積立金でございます。事業費等積立金226万4,613円は、会館の修繕料と同様に前年度からの繰越金を積み立てたものでございます。特定預金支出合計は279万7,007円となっております。支出額合計は6,283万3,858円で、538万2,630円は次年度への繰越金となっております。

次に、11ページをごらんください。

未収金、未払金等の内訳でございます。未収金は、吹奏楽部定期演奏会と医療シンポジウムは、会館利用が年度末であったため未収となっておりますが、合計38万3,414円は既に収入済みとなっております。

未払金は明細のとおりですが、事業費、管理費、消費税等はすべて支払い済みでございます。

次に、12ページをごらんください。

貸借対照表でございますが、資産の部はごらんのとおりで、流動資産と固定資産の合計は4,844万7,477円でございます。

負債の部では、負債合計が729万4,396円となり、正味財産としては4,115万3,081円となっております。

次に、13ページから14ページをごらんください。

まず、経常増減の部であります。基本財産運用益8万9,751円、事業収

益 1,088万8,698円、受取補助金等 5,203万8,000円、雑収益 5,010円で、経常収益が 6,302万1,459円となっております。経常費用としては、事業費計が 1,043万2,989円、管理費計が 4,960万3,862円で、計 6,003万6,851円となり、当期経常増減額は 298万4,608円であります。

次に、経常外増減の部であります。経常外費用計が 279万7,007円となり、当期経常外増減額はマイナス 279万7,007円となります。

当期一般正味財産増減額は、当期経常増減額 298万4,608円から当期経常外増減額マイナス 279万7,007円を差し引いた 18万7,601円と、一般正味財産期首残高は 4,096万5,480円を加えた正味財産期末残高は 4,115万3,081円となっております。

15ページは、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳でございます。基本財産の定期預金 3,000万円は、ごらんの金融機関に預金をされております。特定資産の普通預金は 1,047万9,564円で、当期末残高合計は 4,047万9,564円であります。

16ページは財産目録で、ごらんのとおりでございます。

17ページ及び18ページは、報告いたしました収支計算書を「公益法人会計における内部管理事項について」に示された様式で表記をいたしております。

次に、19ページは、収支計算書に対する注記で、ごらんのとおりでございます。

20ページは、去る5月16日に実施をいたしました監査報告書でございます。以上をもちまして、平成19年度事業報告及び決算の報告とさせていただきます。

続きまして、平成20年度事業計画及び予算についてご報告いたします。

報告書の1ページをごらんください。

平成20年度の基本方針はごらんのとおりでございます。

次に、事業計画でございますが、2ページに理事会の開催予定を、3ページには運営委員会の開催予定をそれぞれ記載をしております。

4ページは自主事業計画で、本年度は7月に講演会とジャズ、9月にはお笑いライブを開催するほか、6回の映画会を含め、11月の全国尾鷲節コンクールも共催するなど、計13回の自主事業を計画しております。

次に、5ページの収支予算書をごらんください。

まず、収入の部では、基本財産運用収入が定期預金利息の9万円、管理受託収入が4,959万6,000円、これは尾鷲市との委託契約に基づく収入であります。事業収入は1,140万円で、収入合計額が6,109万3,000円となっております。

次に、6ページの支出の部、事業費をごらんください。

これは当振興会が実施をします自主事業にかかわる経費でございます。このうち主なものは、賃借料が184万5,000円、委託費が715万8,000円となっており、予算合計が1,140万5,000円となっております。

次に、7ページの管理費でございます。これは当館の維持管理に要する経費であります。基本的に過去の予算を参考にいたしまして、経費削減の予算編成となっております。給与手当が697万円、福利厚生費が224万4,000円、臨時雇用賃金が職員4名分で898万8,000円を計上しております。

光熱費として972万円、浄化槽法定検査等の手数料として197万9,000円、当会館の保守管理業務としての委託費が1,545万8,000円、予算合計が4,844万9,000円で、前年度と比べ314万5,000円の減となっております。

次に、8ページの特定預金支出であります。合計123万9,000円、したがって、支出額合計が6,109万3,000円で、前年度と比べ234万9,000円の減となっております。

9ページから12ページは公益法人会計基準で表記されており、13ページから14ページは「公益法人会計における内部管理事項について」に示された3区分の様式で表記をいたしております。

以上、財団法人尾鷲文化振興会の平成19年度決算及び平成20年度事業計画につきましてのご報告とさせていただきます。

議長（與谷公孝議員） 以上で報告は終わりました。

この際、報告に対し質疑がございましたら、報告案件であることをご留意の上、発言願います。ご質疑はございませんか。

3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の19年度決算及び平成20年度の事業計画について」、質疑をいたします。

報告事項ということで、議長のお話で、議会から議会改革ということで外郭団体に議員さんが役員として入っていないので、議員がこういう外郭団体の経理に

意見を述べるのはこの場だと思いますので、その辺のところでご理解して質疑をいたしたいと思います。

開発公社については、先ほど総務課長がご説明のように、三つの用地を保有する中で、今後、有効活用をするということでした。現在は開店休業というか、管理費等が一般会計から公社に出されております。

それで、一般会計から2款の総務費、1項総務管理費から毎年負担金が出ておるわけですが、18年度は232万円一般会計から出て、公社の経理では231万9,000円計上されておまして、これは合っているのかなと思いますけども、平成19年度と20年度の一般会計から出ている負担金の金額と開発公社の経理のされた中での数字が違います。その辺はどうしてかなと思うんですが、例えば19年度は247万円当初予算で出ておまして、これが補正は計上がずっとなかったと思うんです。それで、公社の一般会計からの負担金の補助金の金額を見ると246万1,769円、8,231円差額があるのかな。この数字がどうされたのかということと、それから平成20年度、一般会計から390万円開発公社の方に出しております。それで、この20年度の見ますと、市からの補助金が378万3,000円ですね。これで11万7,000円差額があるんですね。これはどういう意味があるのか。ちなみに文化振興会の確認をしましたが、一般会計の金額と文化振興会の受け入れの金額は合致しておりました。その辺で、その差額の方はどうされておるのかなという思いがあるので、まずその点をお聞きしますのと、毎年、建物の減価償却、ずっと34万2,000円積み立てておりますね。そして今、開発公社がこういう休業状態の中で、果たして減価償却引当預金で積み立てなければならないのかなという思いがあります。このことについては、規則、経理規定の中で原則として減価償却相当額を特定資産として積み立てなければならないというようなことで、現在、百五銀行に833万9,000円積み立てされております。それで、市長もこれから財政再建というようなことで取り組むと思うので、金額は少ないですが、毎年こういう300万円程度の一般財源から負担金を出しておるという状況の中で、これはもっと規約を変えて、この減価償却引当金の資産の預金を取り崩して、多額の借入金がありますので、それに充てるか、今後の管理運営費に充てるか、そういうことはどうかなという思いがありますので、その辺のところをよろしくお願いいたしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

総務課長（仲明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、19年度の決算の補助金と支払利息等が合致しないという点でございますが、尾鷲市の補助金が、19年度は受取補助金が246万1,769円でございます。それで、経常費用の管理費の支払利息が236万769円、これと雑費の中に、雑費が10万2,365円でございますが、この20年の3月25日が長期の借りがえがございましたので、その関係で銀行の契約等の印紙代等、それから印鑑登録証明書等で10万1,000円かかっております。それを合計いたしますと、支払利息と雑費と246万1,769円となるということで、尾鷲市からの受取補助金と合致をしております。

それから、20年度の予算でございますが、これにつきましては、19年度の残金、実は19年度3月25日が借りがえ日でございますので、25日から31日までの利息が発生します。そのことから補正予算には間に合わないということで、19年度の一般会計予算が247万円でございますが、その残金が決算で残るということになります。

次に、建物の減価償却のお話でございますが、これにつきましては、開発公社につきましては建物が存在して、過去には減価償却をしてなかったということを知っております。それから、何年か前に県の公益法人の監査が2年ぐらいに一遍あります。そのときに建物がある以上は減価償却をなさいという指示、指摘をいただいたということから減価償却をして積み立てをしております。

以上でございますが、よろしいですか。

3番（三鬼孝之議員） その積み立ての金額を今後どうするかということをお聞きするわけですか。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

総務課長（仲明君） 現在のところ、現在の規定でそのまま進めていきたいというふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 経理の仕方は、市長はプロですからあれですけど、今後指導されると思いますけれども、一般会計から出ている負担金の部分については、入として開発公社はきちっとその数字を載せて、そして、その中から運営費の各勘定科目での部分はきちっとやるべきじゃないんですか。そして、今、課長の言うところのはようわからんけども、出納閉鎖は5月でしょう。5月ですね。その8,231円の余ってきたという分については雑収益で入れるということですか。

か。その辺、処理の仕方がわからんのですが。それと、20年度の11万7,000円についても、どういうことなんでしょうか、それは。

それと、市長はなりたてですから、今後、開発公社の役員会等でいろいろと運営について役員会で協議されるんでしょうけども、この八百数十万円の減価償却引当資産の積立金、これはやはり眠っているんですね。それで、金利が低い時代ですから、借入金利の方がはるかに高い。だから、そういう運営をするに当たって、年間一般会計の230万円程度浮いてくるわけですから、そのような方向で、土地の有効活用なんかは、これは今のところできるんですわな。事業計画でもそのままになっておるでしょう。ですから、この減価償却引当金の積立金の八百数十万円はもっと、それこそその部分で有効活用できないかなという思いがありますので、市長は開発公社の理事長じゃないんですか。その辺のところはどうでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 三鬼議員の質問にお答えしますけども、議員が言われるように、19年度におきましては、この8,231円の一般会計からの出した分と違うと。こういうわかりにくいようなことは今後ないように、私の方からもしっかりと指導したいなと思っています。

それから、減価償却引当預金833万9,520円ですね。本当に議員が言われるとおりだと思いますね。規定がこういうふうになっているということのようなんですけども、確かに今、議員が言われたように、これは眠っている預金ですので、この19年度におきましては、以前、議会の方から指摘があったように、1,000万円の定期預金に関しましては、もう借入金の借りかえ時に返済に充てたということで、4億円の借入金が3億9,000万円になったということなんですけども、こういうものも借入金の返済に充てたりとか、そういうような形で、やっぱり眠ったままにしておくのはもったいないと思いますので、できることならそういう形で進めたいなと考えております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

総務課長（仲明君） 8,231円の部分でございますが、開発公社では利息が確定したまで2回に分けて尾鷲市へ請求していますもので、今回の尾鷲市補助金の246万1,769円しか請求していない、受け取っていないということになりますので、一般会計の方に8,231円、決算として残っていくということで

ございます。

それから、当初予算の方も、20年の予算の方につきましても、一般会計で390万円予算化しておりますが、今回378万2,999円ということでございますので、これにつきましては、今回の借りかえの利息が決定しましても、今議会で承認をいただいたら、また補正対応で減額をしたいというふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） はい、わかりました。市長は市長になりたてで物わかりが大変早いというようなことで感心しておりますけども、ぜひ休眠の積立預金ですから、もっと有効活用していただくことを最後をお願いしておきます。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第24、選挙第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をしてお手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（與谷公孝議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項による指名推薦にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員には、奥田尚佳市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました奥田尚佳市長を三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、奥田尚佳市長が、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました奥田尚佳市長が議場におられますので、会議規則第32条の2項の規定によって、当選を告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日4日から9日までを休会とし、10日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時34分]